

仕 様 書 A (知識等習得コース) (案)

1 委託する訓練の内容

- (1) 知識等習得コースの概要
求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コース。
- (2) 訓練対象者
公共職業安定所（以下、「安定所」という）に求職申込を行っており、かつ公共職業安定所長（以下、「安定所長」という）から就職に向けた知識・技能の習得が必要であるとして受講指示、受講推薦、または支援指示を受けた者。
- (3) 訓練設定時間及び訓練期間
総訓練設定時間については 300 時間（1 月あたり 100 時間）を標準とする。また、訓練期間については 3 か月を標準とする。
- (4) 訓練設定時間及び訓練期間に係るその他の事項・詳細は、「仕様書 A（共通事項）」による。

2 委託費

- (1) 委託費の上限単価
委託費は、仕様書 A（共通事項）10（5）に規定する訓練実施経費と、就職支援経費の和により算出する。
- (2) 就職支援経費

① 単価

就職支援経費の単価は、受講生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額として、③の「就職支援経費就職率」に応じ、それぞれ以下に定めるところによるものとする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。

なお、1 月当たりの訓練設定時間が 100 時間未満（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより 100 時間未満となる場合を除く。）のコースにあつては、下記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

a 就職支援経費就職率 80%以上	20,000 円（外税）
b 就職支援経費就職率 60%以上 80%未満	10,000 円（外税）
c 就職支援経費就職率 60%未満	支給なし

② 支払い額

就職支援経費の支払い額の算出方法は、以下によって計算される額を支給する。

〈就職支援経費の支払い額〉

就職支援経費の支払い額＝受講者数×就職支援経費単価×対象月数

「対象月数」は、3 か月を越える訓練であっても終了月を含む直前 3 か月のみとする。ただし、訓練終了月が 1 か月（訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の相当する日の前日までの期間）に満たない場合には、訓練終了月を除いて 3 か月分を算定することとして差し支えない。

また、受講生が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より早期に訓練が終了した場合の就職支援経費の額は、仕様書 A（共通事項）10（3）のなお書き部分を準用することによって得た額とする。

③ 就職支援経費就職率

就職支援経費就職率の算定方法は以下のとおりとする。

〈就職支援経費就職率〉

$$\frac{\text{対象就職者}}{\text{(訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中退者)}} \times 100$$

また、当該就職支援経費の対象となる「対象就職者」は、以下のとおりとする。

- a 訓練修了後3か月以内（この場合の「訓練修了後3か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（3か月经過する日）」とする。以下同じ。）に就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者（この場合の「4か月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」とする。）及び自営を開始した者。
- b ただし、訓練修了後3か月以内に、4か月未満の雇用期間により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後3か月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。
- c 就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後3か月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練修了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限るものとする。
- d 受託者又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、受託者は仕様書A（共通事項）5（7）の報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。
- e 「内定」は、仕様書A（共通事項）5（7）の訓練修了者等からの書面に就職予定日の記載がある場合のみ可とする。
- f 「訓練修了者」からは、仕様書A（共通事項）5（7）の報告の日以前に、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除く。また、再度、受講あつせんを受け、職業訓練を受講し既に終了・中退している者についても「訓練修了者数」から除くこととし、そのうち就職者については「対象就職者数」から除く。

④ 支払い時期等

就職支援経費は、訓練コース毎の就職率が確定後、受託者からの請求により支払う。